

「富士山市民のサロン」利用料金の減免に関する取扱基準

御殿場市富士山市民のサロン条例（以下「条例」という。）第10条及び同施行規則（以下「規則」という。）第5条による利用料金の減免に関する取扱いについて、次のとおり処理するものとする。

1 減免となる対象及び減免割合

- (1) 市が主催して利用するとき **免除**
- (2) 市内の小・中・高等学校又は特別支援学校に在学している児童又は生徒の教育を目的として利用するとき **免除**
- (3) 市内の保育所、認定こども園、又は幼稚園に在園している園児の保育又は教育を目的として利用するとき **免除**
- (4) 市内の生涯学習に関する公共的団体が主催して利用するとき **免除**
※(1)～(4)に該当する具体的な対象団体は、別紙減免団体一覧表による。
- (5) その他市長が特に必要があると認めたとき **免除又は100分の50を減額**

2 減免対象となる利用料金

施設区分	時間区分	定員	午前	午後	夜間	全日
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
生涯学習室		30	700円	1,000円	1,500円	3,000円
第1相談室		6	300円	400円	600円	1,000円
第2相談室		6	300円	400円	600円	1,000円

3 減免申請の手続き

- (1) 減免を希望する者は「利用承認申請書（様式第1号）」と「利用料金減免申請書（様式第5号）」を社会教育課、又は富士山市民のサロンへ提出する。
- (2) 社会教育課は、減免申請を承認する場合、「利用承認書（様式第2号）」と「利用料金減免承認書（様式第6号）」を交付する。

4 減免団体の申請

- (1) 減免対象団体に新規登録を希望する団体について、市所管課より「利用料金減免団体申請書」に、団体の概要が分かる資料を添えて社会教育課へ提出する。
- (2) 社会教育課は申請のあった団体について、所管課と活動内容等が分かる資料を確認し、承認の可否を審査する。（決裁に1週間程度を要する）
- (3) 社会教育課は、減免団体申請を承認する場合「減免団体承認通知書」を交付する。

附 則

この基準は令和3年4月6日より施行する。